

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の 発行業務手数料規程

日本タリアセン株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施するグリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務に係る適合審査手数料（以下「適合審査手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適合審査手数料)

第2条 業務規程第11条に規定する適合審査手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(適合審査手数料の収納方法)

第3条 申請者は、適合審査手数料を JTC が別に定めるグリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務約款第5条に規定する手数料の支払方法により納入する。

2. 前項の納入に要する費用は依頼者等の負担とする。

(適合審査手数料を減額するための要件)

第4条 JTC は、適合審査を効率的に実施できる場合等、合理的な理由がある場合は、適合審査手数料を減額することができる。

(適合審査手数料を増額するための要件)

第5条 JTC は、適合審査に要する時間が想定している時間を越えるものとして JTC が判断した場合等、合理的な理由がある場合、適合審査手数料を増額することができる。

(別途手数料)

第6条 JTC が、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書を再発行する場合の手数料の額は、一通(共同住宅等の場合は、一住戸)につき 5,000 円(税込 5,500 円)とする。

(附則)

この規定は 令和 3 年 5 月 24 日より施行する。

令和 3 年 5 月 21 日 制定

別表

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務に係る適合審査手数料

■一戸建ての住宅

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

申請条件		手数料
通常申請		33,000 (36,300)
評価書等がある場合※1	5-1.断熱等性能等級4もしくは5-2.一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	22,000 (24,200)
	5-1.断熱等性能等級4及び5-2.一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	11,000 (12,100)

■共同住宅等※2

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

申請条件		手数料
通常申請		基本手数料 ＋戸あたり手数料×対象住戸数 基本手数料※3 100,000(110,000) 戸あたり手数料 2,000 (2,200)
評価書等がある場合※1	5-1.断熱等性能等級4もしくは5-2.一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	上記審査手数料の10分の5の額※4
	5-1.断熱等性能等級4及び5-2.一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等※5	上記審査手数料の10分の3の額※4

※1 評価書等手数料の適用は、5-1 断熱等性能等等級4、若しくは、5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等（設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、フラット35S適合証明書、すまい給付金現金取得者新築対象住宅証明書、住宅性能証明書、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画認定通知書等）が添付される場合に限ります。

※2 共同住宅等において2住戸/棟までは一戸建ての住宅の手数料に審査対象住戸数を乗じた額とします。

※3 共用部分进行评估対象とする場合は、基本手数料に100,000円（税込110,000円）を加算します。

※4 共同住宅等における評価書等のある場合の手数料について、共用部分进行评估している評価書等ではない場合は、共有部分の手数料は減額せず、100,000円（税込110,000円）とします。

※5 賃貸住宅の場合は、5-1 断熱等性能等級4及び5-2 一次エネルギー消費量等級5が確認できる評価書等とします。

■注意事項

- ① 計画変更の手数料は、当初の申請で適用された手数料の2分の1の額とします。ただし、共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり10,000円（税込11,000円）を乗じた額とすることができます。
- ② 電子情報処理組織による申請に伴い、延べ面積が300㎡以上1,000㎡未満の建築物でJTCが副本を作成する場合、10,000円(税込11,000円) 当該副本を配送する場合、1,000円(税込2,200円) の手数料を、それ以外は別途見積により算定した手数料が掛かります。
- ③ JTCが副本配送する場合、1,000円（税込1,100円）の手数料が掛かるものとします。